## 中心市街地の活性化に関する法律施行令

## (平成十年政令第二百六十三号)

(中小企業者の範囲)

員の数は、次の表のとおりとする。びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業う。) 第七条第一項第五号に規定する政令で定める業種並第一条 中心市街地の活性化に関する法律 (以下「法」とい

	業種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
_	ゴム製品製造業 (自動車又	二億円	九百人
	は航空機用タイヤ及びチュ		
	ーブ製造業並びに工業用べ		
	ルト製造業を除く。)		
=	理サービス業ソフトウエア業又は情報処	二億円	≻項□
Ξ	旅館業	五千万円	一百人

、次のにおりにする。2)法第七条第一項第八号の政令で定める組合及び連合会は2)

、次のとおりとする。

合会 一事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連

三の下組合及び商工組合連合会の水産加工業協同組合連合会に

四商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

(特定会社の要件

。) にあってはその社員 (業務執行権を有しないものを除 が二分の一未満であること (独立行政法人中小企業基盤整 中小企業者以外の会社(以下この条及び第十条第六項第一 二号及び第六項第一号において同じ。) の議決権に占める ができる事項の全部につき議決権を行使することができな く。) に占める大企業者の割合が二分の一未満であること 会社をいう。第五条及び第十条第五項第二号において同じ 年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分 が確実と認められること)、持分会社(会社法(平成十七 大企業者の有する議決権の割合が二分の一未満となること 基盤整備機構の出資後において、総株主の議決権に占める 備機構が出資する場合にあっては、独立行政法人中小企業 号において「大企業者」という。)の有する議決権の割合 い株主を除く。以下この条、第五条並びに第十条第五項第 会社にあっては総株主(株主総会において決議をすること 法第七条第七項第七号の政令で定める要件は、

出する法人等) (中心市街地食品流通円滑化事業の実施主体に出資又は拠

とおりとする。 組合、協同組合連合会その他の政令で定める法人は、次の界三条 法第七条第九項第二号の事業協同組合、事業協同小

- この発見イロン あこ目イワセグホラニー目イワールタースド一事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 一協業組合、商工組合及び商工組合連合会

業組合連合会 生活衛生同業小組合並びに生活衛生同三 生活衛生同業組合及び生活衛生同業小組合並びに生活衛生同

当量上千场引且小

四 消費生活協同組合連合会

農業協同組合連合会

六 漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会

七 森林組合連合会

する法人とする。 で定めるものは、食品の小売業の振興を図ることを目的と2 法第七条第九項第二号の出資又は拠出に係る法人で政令

貨物運送効率化事業に係る施設)

第四条 法第七条第九項第四号イの政令で定める施設は、特第四条 法第七条第九項第四号イの政令で定める施設は、特別の配達を継続して行う一般貨物自動車運送事業者(平成元年法律第八十二号)第三条の定の中心市街地からの貨物の集貨又は当該中心市街地への定の中心市街地からの貨物の集貨又は当該中心市街地への第四条 法第七条第九項第四号イの政令で定める施設は、特

牛)(中心市街地活性化協議会を組織することができる者の要(

含む市町村をいう。以下この条において同じ。)の有するる中心市街地活性化協議会に係る中心市街地をその区域にあっては総株主の議決権に占める市町村(組織しようとすの政令で定める要件は、当該会社が株式会社である場合に7五条 法第十五条第一項第一号口に規定する会社について7

。 場合にあってはその社員のうちに市町村があることとする議決権の割合が百分の三以上であること、持分会社である

村があることとする。

大であることとする。

大であることとする。

大であることとする。

大であることとは一部が市町村により拠出されていることとの全部若しくは一部が市町村により拠出されていることとの全部若しくは一部が市町村により拠出されていることとと、は、の金部者しくは一部が市町村により拠出されていることとと、ま第十五条第一項第二号口の政令で定める要件は、公益

相当する金額の交付基準)(都市福利施設等の用地として処分された保留地の対価に

国の補助) (中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用に係る

(地方公共団体が行う住宅の建設に要する費用の補助)

三分の一を乗じて得た額とする。要する費用のうち共同住宅の共用部分等に係る費用の額にに対する補助金の額は、地方公共団体が行う住宅の建設に第九条 法第三十四条第二項の規定による国の地方公共団体

は要牛)(中小小売商業高度化事業の適切な実施を図るために必要(

については、次のとおりとする。 政令で定める要件は、法第七条第七項第一号に定める事業いて準用する場合を含む。以下この条において同じ。) の第十条 法第四十条第四項第四号 (法第四十一条第三項にお

一 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の三分の二産業省令で定める数以上であること。 当該商店街振興組合等の組合員又は所属員の数が経済

あること。

一次のでは、大学者の数が中小サービス業者の数以上でつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であものをいう。以下この条において同じ。)であり、か第七条第一項第二号から第七号までのいずれかに該当す業に属する事業を主たる事業として営む者であって、法以上が中小小売商業者又は中小サービス業者(サービス

該事業に参加すること。

(経済産業省令で定める数以上の者)が当たの他の施設の敷地面積の合計のうち中小企業者が新設し、又は改造する店舗その他の施設に係る部分が三分の二以上であり、かつ、当該組合員又は所属員が新設し、又は改造する店舗そのとの他の施設の敷地面積の合計のうち中小企業者が新設し、当該組合員又は所属員が新設し、又は改造する店舗その当該額合員又は所属員がその店舗当該商店街振興組合等の組合員又は所属員がその店舗当該商店街振興組合等の組合員又は所属員がその店舗

る。 条第七項第二号に定める事業については、次のとおりとす2 法第四十条第四項第四号の政令で定める要件は、法第七

ること。 合員又は所属員の数が経済産業省令で定める数以上であ以下この項において「事業協同組合等」という。)の組 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会 (

ること。 、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数以上であ、 中小小売商業者の数が中小サービス業者であり、かつ上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、かつ二 当該事業協同組合等の組合員又は所属員の三分の二以

該団地に店舗を設置すること。
三 当該事業協同組合等のすべての組合員又は所属員が当

- とする。 七条第七項第三号に定める事業については、次のとおり3 法第四十条第四項第四号の政令で定める要件は、法第
- であること。
  一 当該組合の組合員の数が経済産業省令で定める数以上
- の数が中小サービス業者の数以上であること。又は中小サービス業者であり、かつ、中小小売商業者二(当該組合の組合員の三分の二以上が中小小売商業者)
- 業を営むこと。 ののすべてが当該共同店舗において小売業に属する事三 当該組合の組合員であって中小小売商業者であるも
- (16 部分の床面積が経済産業省令で定める面積以上であるこ四 当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供する
- 条第七項第四号に定める事業については、次のとおりとす4.法第四十条第四項第四号の政令で定める要件は、法第七
- であること。
  一 当該組合の組合員の数が経済産業省令で定める数以上
- 二 当該組合が中小小売商業者であること。
- の用に供すること。 当該組合が当該店舗を主として小売業に属する事業
- であること。
  の床面積が前項第四号の経済産業省令で定める面積以上四、当該店舗のうち小売業に属する事業の用に供する部分
- とおりとする。 条第七項第五号及び第六号に定める事業については、次の5 法第四十条第四項第四号の政令で定める要件は、法第七

- 以上であること。している中小小売商業者の数が経済産業省令で定める数当該合併若しくは出資をしようとし、又は当該出資を
- すること。
  会社が当該店舗を主として小売業に属する事業の用に供定める事業のうち店舗等の設置の事業にあっては、当該法第七条第七項第五号に定める事業又は同項第六号に
- 業の用に供されること。 は出資している中小小売商業者が営む小売業に属する事に掲げる会社又はその会社に出資しようとする、若しくの設置の事業にあっては、当該共同店舗が主として同号四 法第七条第七項第六号に定める事業のうち共同店舗等
- 定める面積以上であること。に供する部分の床面積が第三項第四号の経済産業省令で五、当該店舗又は共同店舗のうち小売業に属する事業の用
- る。 条第七項第七号に定める事業については、次のとおりとす6 法第四十条第四項第四号の政令で定める要件は、法第七
- イ 当該特定会社に出資しようとし、又は出資しているものであること。 当該事業を実施する場合には、次のいずれにも該当する一 法第七条第七項第七号の特定会社が株式会社であって

- 大企業者が当該寺定会社の最大朱主又は最-者の三分の二以上が中小企業者であること。

- 者とならないこと。

  一大企業者が当該特定会社の最大株主又は最大出資
- 経済産業省令で定める割合未満であること。の金額の当該特定会社の出資の総額に対する割合がの総数に対する割合又はその当該特定会社への出資該特定会社の株式の数の当該特定会社の発行済株式ハーいずれの大企業者についても、その所有に係る当
- も該当するものであること。 共同店舗を設置する場合にあっては、次のいずれに
- 以上であること。かつ、中小小売商業者の数が中小サービス業者の数か中小サービス業者の数が中小サービス業者であり、上が中小小売商業者又は中小サービス業者であり、イー当該共同店舗において事業を営む者の三分の二以
- る面積以上であること。
  る部分の床面積が第三項第四号の経済産業省令で定め口 当該共同店舗のうち小売業に属する事業の用に供す

(保険料率)

〇・一五パーセント)とする。
「「手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、「項に規定する特別小口保険にあっては〇・一九パーセン保証の場合は、〇・二五パーセント)、同法第三条の三第・二九パーセント (手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあっては〇この条において同じ。)の場合は、〇・三五パーセント)、

の連合会は、次のとおりとする。第十二条 法第四十七条第五項の政令で定める組合又はそ(貨物利用運送事業法の特例に係る組合又はその連合会)

- 合会 事業協同組合若しくは事業協同小組合又は協同組合連
- 二 商工組合又は商工組合連合会

也)(中心市街地の整備改善を図るために有効に利用できる土

とおりとする。第十三条 法第五十二条第三号の政令で定める土地は、次の

- は公用施設の整備に関する事業の用に供する土地一の道路、公園、駐車場その他の公共の用に供する施設又

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第四条第七項

- 業の用に供する土地三の法第五十二条第二号に規定する施設の整備に関する事
- る事業に係る代替地の用に供する土地四 中心市街地の区域内において行われる前三号に規定す

## (権限の委任)

よる国土交通大臣の権限は、地方運輸局長に委任する。条第一項及び第二項、第四十六条並びに第五十条の規定に第十四条(法第三十九条第一項、第四十条第四項、第四十一

## 附 則

年八月二十二日)から施行する。の法律(平成十八年法律第五十四号)の施行の日(平成十八業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等、の政令は、中心市街地における市街地の整備改善及び商